

200808068A

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

薬剤師の役割と倫理規範の実態に関する研究

平成20年度 総括研究報告書

研究代表者 久保 鈴子

平成21(2009)年 4月

目 次

I. 総括研究報告

薬剤師の役割と倫理規範の実態に関する研究	1
久保 鈴子	
(資料)	
1 アンケート質問項目一覧	7
2 一般国民を対象としたアンケート調査一方法および結果一	13
3 クロス集計結果	37
研究者一覧	61

總 括 研 究 報 告

厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
総括研究報告書

薬剤師の役割と倫理規範の実態に関する研究

研究代表者 久保鈴子 (財)日本薬剤師研修センター常務理事

【研究要旨】薬剤師が薬剤師法第1条に掲げられている薬剤師の任務を確実に遂行し、質の高い医療を担うとともに患者・国民から信頼されることをめざした倫理上の基本的要素を探り、今後の薬剤師のあり方等を考える際の参考となる基礎資料を作成するために、平成20年度は、薬剤師が自らの任務を国民に問い合わせ、薬剤師に求められているものは何か、薬剤師が果たすべき役割は何か、についての課題や問題点等を把握すること目的にWebを利用したアンケート調査を実施した。対象は、医療関係者を除く20歳から69歳までの男女1,000人とした。全国を12ブロックの地域に分け、ブロックごとの人口比率に合わせて年齢層と性別を考慮して回答者数を割り付けた。調査内容は、薬剤師法第1条に規定される「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生」に係る業務や責任に関連する事項を62項目列挙し、薬剤師と接した経験からみる薬剤師像、薬剤師職能に関する認知、現在の薬剤師の行動に対する評価、薬剤師への期待を把握することとした。回答尺度は経験と認知を2段階尺度、評価と期待は5段階尺度とした。

その結果、薬剤師の業務は、調剤・OTC薬販売等については概ね認知され、評価されていたが、薬害防止への貢献度について評価したのは、25%弱であった。他の薬事衛生に関わる業務、すなわち薬物乱用防止や地域衛生環境への貢献等についても評価が低い傾向であった。一方で、70%強の人が薬に関する情報は薬剤師に聞きたいなど、期待も高いことが分かった。5段階尺度で回答を求めた薬剤師の行動に対する評価の平均は3.44、薬剤師への期待の平均は3.54であった。性別、年齢、地域による差はみられなかった。薬剤師と関わったことのある人は、認知度や評価も高い傾向にあったことから、さらなる患者中心の業務を展開すると共に、薬剤師は自らの職能を一般国民に対して一層アピールする努力も重要なと考えられた。

A. 研究目的

薬剤師法(昭和35年法律第146号)第1条には、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」が掲げられている。近年、薬剤師の業務は患者中心の業務へと拡大し、また疾病構造の変化によりチーム医療の重要性が叫ばれるようになり、医療従事者そ

れぞれの職種の役割が具体化されて担うべき責任も明確になりつつある。特にヒヤリ・ハット事例報告では、多くの場合において医薬品が関わっているとされており、今後薬剤師の職務への取り組みが国民の注目するところとなろう。しかしながら、平成15年の「薬剤師問題検討会」中間報告によれば、薬剤師は十分に患者のニーズに応えているとは言えないとされた。一方で、平成20年6月の「安心と希望の医療確保ビ

ジョン」では、病院における他職種との協働、薬局における地域医療への貢献など薬剤師に医療の担い手としての期待が掲げられた。薬剤師は医薬品の専門家として自らの職責を果たすべく資質の向上に努めることが重要と考える。

本研究は、薬剤師が薬剤師法第1条に掲げられている薬剤師の任務を確実に遂行し、質の高い医療を担うとともに患者・国民から信頼されることをめざした倫理上の基本的要素を探り、薬学教育の中での倫理に関する教育や行政処分を受けた薬剤師の再教育、さらに今後の薬剤師のあり方等を考える際の参考となる基礎資料を作成し、薬剤師の役割を再確認すると同時に高い倫理観に根ざした薬剤業務の展開に寄与することを目的として開始した。

平成20年度は、薬剤師が自らの任務を国民に問い合わせ、薬剤師に求められているものは何か、薬剤師が果たすべき役割は何か、についての課題や問題点等を把握することを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究協力者

本研究を効果的に実施するために、各職域の薬剤師に協力を求めた。構成員は、主に薬局薬剤師を代表する者として（社）日本薬剤師会常務理事 七海朗氏、病院薬剤師を代表する者として（社）日本病院薬剤師会副会長 遠藤一司氏、薬系大学を代表する者として昭和大学薬学部教授 亀井美和子氏、医療現場や行政等の経験者として名城大学薬学部教授 長谷川洋一氏、一般国民の視点及び諸外国との比較の観点から薬剤師を捉える者としてファーマトリビューン誌

編集長 本島玲子氏の5氏である。

2. 平成20年度研究

平成20年度は、一般国民が現在の薬剤師の行動をどのように捉えているかに関するアンケート調査を行った。

調査の主目的を「薬剤師に行動変容を促すデータ作り」とし、行動変容を期待される項目として「患者サービス」、「チーム医療」、「地域貢献」、「教育」、「自己啓発」の5領域を設定した。この5領域のそれぞれに薬剤師が貢献すべき（できる）と考えられる項目をあげて、その具体的な行為に関連する質問を考えた。質問の種類を、①薬剤師と接した経験からみる薬剤師像、②薬剤師職能に関する認知、③現在の薬剤師の行動についての評価、④薬剤師への期待、に分類し、回答方法は、①②を2段階尺度、③④は5段階尺度とした。質問の内容は、薬局・病院薬剤師の現在の業務を軸にすべきと考え、日本薬剤師会と日本病院薬剤師会を通して得た現場の薬剤師の意見に加えて、医療法、薬剤師法、薬事法、薬剤師問題検討会報告、薬剤師倫理規定（日本薬剤師会制定）等を参考に62項目を設定した。（資料1）

調査は、NTT ビジュアル通信株式会社のインターネット調査網を利用して実施した。得られたデータの分析は、亀井美和子研究協力者を中心に行った。調査方法および分析方法の詳細は、資料2（一般国民を対象としたアンケート調査一方法および結果報告）に記載した。

（倫理面への配慮）

アンケート調査への協力者はインターネット調査システムに登録した方々であり、

個人を特定できないシステムとなっている。

C. 研究結果

アンケート調査結果は、資料2（一般国民を対象としたアンケート調査一方法および結果報告）に纏めた。

D. 考察

薬剤師は薬剤師法第1条の任務を責任を持って果たす義務があるが、実際に国民の側から見て任務が遂行されているかどうかについての判断をする材料に乏しい。昨今の薬剤師に対して語られる、“薬剤師の顔が見えていない”という指摘は、十分に任務を遂行していないことによるのか、薬剤師が任務を果たしながらも世間に対して実績等を上手くアピールしていないことによるのか、その理由は明らかでない。いずれにしても薬剤師の行動を変えて行く必要があるのではないかと考えられる。そこで今年度我々は「薬剤師に行動変容を促すデータ」を得るために、一般国民の①薬剤師と接した経験からみる薬剤師像、②薬剤師職能に関する認知、③現在の薬剤師の行動についての評価、④薬剤師への期待、を調査した。その結果を「患者サービス」、「チーム医療」、「地域貢献（啓発・教育を含む）」、「自己啓発」「その他」の視点から考察する。

1 患者サービス

1－1 患者の安全確保に関連して

患者の安全確保に関連すると思われる結果に焦点を当ててみると、薬物治療中に薬剤師が副作用に気づいてくれたとする回答が8.2%であった。一般用医薬品購入時の受診勧奨の割合（9.3%）と近似値である。日

本病院薬剤師会の平成19年度プレアボイド報告の概要（日病誌 Vol.45, No.5, 589-591, 2009）によれば、プレアボイド報告総数13,254件中、重篤化回避事例は507件、4%弱であったとされているが、今回の結果はその2倍に当たる。

病院のプレアボイド報告は薬剤師が業務の中で副作用を回避したとする薬剤師の申告であるが、その4%を上回る8.2%の一般国民が薬剤師による副作用発見を経験したと回答していることは、薬剤師が副作用モニタリングに力を注いでいる結果と評価されて良いと考える。

薬剤師法第24条の疑義の確認義務（以下、疑義照会）は、薬剤師のみに課せられた患者の安全確保に直結する行為である。日本薬剤師会の平成17年調査（厚生労働科学研究「薬局薬剤師による医療への貢献の実態調査に関する研究」報告書）によれば、平成17年度総処方せん枚数約6億5千万枚の3.3%が疑義照会の対象となり、そのうちの59.2%が処方内容等の変更がなされている。本研究班の調査でも、薬局に処方せんを持参した経験のある人（880人）中、149名（16.9%）が疑義照会されたと回答した。総枚数から単純に比較はできないが平成17年度の疑義照会対象割合より多かったことは、薬剤師が患者の安全確保により一層努力している現れと考えられる。しかし、薬剤師がこれまで薬害防止に貢献してきたと考えている人は全体の23.2%（非常にそう思うとまあそう思う人の合計232人）と低く、55.8%の人が薬剤師は信頼できる職業と評価しながらも、本音では薬物治療に薬剤師が不可欠とは実感していないのではないかと考えられた。今後、医薬品に関連

する日常生活の中で安全・安心な薬物治療を受けるために薬剤師こそが頼りになることを認識してもらえるよう、患者の安全確保のために職能を発揮する決意とその姿をいかに示すかが鍵であると考えられた。

1－2 セルフメディケーションに関連して

一般用医薬品については、一般用医薬品購入の経験がある人が 79.7%であった。そのうちの 9.3%が薬剤師から受診勧奨をうけている。薬剤師には患者の訴えや様子を基に受診勧奨をする判断力が求められているが、今回の調査で 1 割近い人が受診を勧められていることは、厚生労働省の推進するセルフメディケーションへの貢献度としては注目して良いと考える。平成 21 年 6 月施行の「改正薬事法」により販売制度が変わったあと、全ての医薬品を取り扱う薬剤師は、さらにセルフメディケーションの中心的役割を担う専門職種として注目されるであろう。

しかしながら、一般用医薬品購入の経験がある人のうち 58.0%が薬剤師と販売員との区別がつかないと回答している。「改正薬事法」の販売制度上は、一般用医薬品の販売は薬剤師と登録販売者が行うことになるが、薬局開設者は、国民が薬剤師・登録販売者とそれ以外の従業員をはっきりと区別できるよう名札等で区別するよう指導されている。今後の実態の変化に注目したい。

1－3 お薬手帳（薬歴管理）に関連して

今回の調査で「お薬手帳」の有用性については一般国民に認識されていると考えられたが、実際に薬局で調剤を受けたことが

ある人の割合（88.0%）に比べて保有している人の割合は 44.5%と低かった。また、「お薬手帳を見せてください」といわれた人は 331 人（33.1%）、薬剤師に常時携帯するよういわれた人は 187 人（18.7%）であったことは、薬剤師側がお薬手帳の活用に消極的という理由があるのでないかと思われた。お薬手帳の有用性を一般国民と医療従事者の双方が認識し、相互に十分活用するならば、個人の薬歴はお薬手帳によってほぼ一元的に管理できると言っても過言ではない。お薬手帳は患者の安全確保の基本情報となりうるものであり、一般国民と医師・看護師らに対する普及と活用の啓発を、薬剤師が中心となって推進するべきではないかと考えられた。

1－4 患者の基本的な権利（守秘義務）への配慮に関連して

薬剤師の守秘義務に関しては 58.6%が知っていたが、薬を安全に使用してもらうために個人情報を薬剤師が聞くことについては 57.8%が知らなかった。これは、薬剤師の職責が十分に理解されていないことの表れではないかと思われた。業務上の過失に刑事責任を問われることに関しても半数以上が知らないと回答していることから、薬剤師の職務と責任の範囲を国民に伝える努力をさらに行なうことが重要と思われた。例えば、(社) 日本薬剤師会や(社) 日本病院薬剤師会、(財) 日本薬剤師研修センターのホームページトップには薬剤師綱領や倫理規定を掲載することも考慮すべきかも知れない。

我々が憂慮すべきことは、薬剤師に対する評価で、「薬剤師は患者のプライバシーを

保護しているか」との質問に「非常にそう思う・まあそう思う」が45.4%であり、48.3%の人が「どちらともいえない」としていたことである。5段階評価の平均値をみると3.34であった。今回の調査の大きな目的は薬剤師が高い倫理観をもって患者に対応しているかどうかの実態調査であり、本研究班は、プライバシー保護に関する肯定的な回答がもっと高いことを期待していた。薬剤師は信頼できる職業としながらも、本質的な部分で信頼されていないことを示唆するものであると考えられた。

2 チーム医療

「安心と希望の医療確保ビジョン」では、病院や地域でのチーム医療の重要性と具体的な方策が提示されている。また、薬剤師法第24条では処方せん中の疑義について確認することを義務づけている。今回、薬剤師は他の医療職と連携をとっていると評価している人は全体の53.8%、病院内での他職種との連携に関しては、全体の34.2%が認知していた。疑義照会の義務や在宅医療への関わりについても認知度が低いことなど、まずは医療チームの中での薬剤師の役割を明確にして一般国民にアピールすることが大切と考えられた。

3 地域貢献に関して（啓発・教育を含む）

薬剤師の任務として、地域住民に密着して在宅医療や福祉への関わり、薬物乱用防止への貢献、学校薬剤師として学校の環境衛生への助言や児童・生徒への教育なども求められるが、今回の結果からは、あまり認知・評価・期待がされていないことが分かった。すなわち薬剤師は調剤に関わる業

務以外を疎かにしているのではないかと考えられた。近年、医薬品に関する教育は幼少時から進めるのが良いとの考えに基づき、文部科学省の「薬物乱用防止教育」、内閣府の「薬物乱用防止5カ年計画」等が推進されている。薬剤師への信頼度は地域社会との連携を通して高まると思われ、地域の中で薬剤師が団結して地域社会とのつながりを密にしていく工夫が重要と考えられる。

災害時の救援に関与していることについても、まだ8割以上の人々に認知されていないことが分かった。関西淡路大震災後にお薬手帳が役に立ったことは知られているが、お薬手帳携帯の重要性と共に、さらなる薬剤師の関与についてアピールするのが効果的であろうと考える。

4 自己啓発

日本薬剤師会の倫理規定第4項、国際薬剤師・薬学連合（FIP）と世界医師会の共同声明では薬剤師の責務の第8項、世界保健機関（WHO）が薬剤師の役割と責務を規定した7つ星薬剤師の第6項に「生涯研鑽」の重要性について謳われているが、今回の結果から45.6%の人が「専門知識と技能の修得に関して、非常に・まあそう思う」と回答した。約半数が肯定的回答ではなかったことを我々はどう考えるべきであろうか。

「薬に関する情報は薬剤師から聞きたい」と70%強の人が期待していることを考えるとき、その期待を裏切らない的確な情報提供が行われなければならないが、今回の結果は医薬品に関する知識はいうまでもなく、その他化学物質の知識、環境衛生に関する知識など、専門知識の習得とそれを伝えるコミュニケーション能力の向上を日常的に

研鑽すべきとの指摘であると捉えるべきであろう。

5 その他

一般国民の薬剤師に対する期待については「医薬品に関する情報提供」「医薬品使用時の相談」「後発医薬品や OTC 薬の選択」「良質な社会生活を送るためのアドバイス」「かかりつけ薬剤師」に関して問うた。結果は、「生活環境を良好に保つためのアドバイス」を除くと、50%以上の期待をもたれていることが分かった。特に薬に関する情報を薬剤師に聞きたいと回答している人が 70%強であったことは、医薬品の専門家として認められていることの表れと考えられた。一方で「生活環境を良好に保つためのアドバイス」への期待は 50%以下であったが、これはこれまでにも論じてきた薬剤師の業務の範囲が調剤行為を中心として認知されており、健康増進法などに記載されている薬剤師の関わりが一般国民に理解されていないことによるものであろう。地域社会に密着した活動をどう展開するかが重要課題と考える。

薬剤師の行動については、誠実である、品位があると回答した人は、いずれも 50% に満たなかった。また、コミュニケーションの取りやすさについては、5段階評価の平均値が 3.19 であり薬剤師のコミュニケーション能力に対する評価は高いとはいえない。今回の入院経験の有無と薬剤師の貢献度・期待度との関連性に関する結果が現すように、薬剤師と関わったことのある人は薬剤師への評価や期待が高い傾向にあったことは、今後、薬剤師が一般国民とのコミュニケーションを高めて、ニーズを探り、

それに応えていくことができるかどうかが重要な鍵になると考えられた。

E. 結論

今回の調査から、薬剤師の職能や責務に対する一般国民の認識は、研究班が期待したほど高くないことが分かった。特に薬の専門家が貢献すべきである薬害防止への関わりや昨今の薬物乱用防止への関わりに対する評価が低いという結果は、今後、薬剤師が行動変容を考える際の貴重なデータとして真摯に受け止めなければならない。幸いに、薬剤師と関わったことがある場合は評価と期待が有意に高まると示唆されたことから、今回のデータをさらに解析し、次年度の他職種倫理規定や海外の薬剤師倫理規定に関する調査結果と共に、本邦における倫理教育等に参考となる資料を提示したい。

F. 健康危険情報

該当しない

G. 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない

資料1

資料1 質問項目一覧

調査項目番号	質問文	回答方法	質問の種類
1	あなたは、処方せんを持って調剤薬局(処方せん調剤を受けつけている保険薬局)に行ったことがありますか？	Y/N	経験
2	あなたは、お薬手帳(自分が使用した薬の記録をひとつにまとめた手帳)を持っていますか？	Y/N	経験
3	あなたは、調剤薬局で「お薬手帳を見せてください」と言われたことがありますか？	Y/N	経験
4	あなたは、薬剤師から、お薬手帳を常時持ち歩くように言われたことがありますか？	Y/N	経験
5	あなたの処方せんの内容について、薬剤師が医師に問い合わせたことがありますか？	Y/N	経験
6	あなたの処方せんの内容について、薬剤師が医師に問い合わせた結果、薬の種類や量が変更になったことがありますか？	Y/N	経験
7	あなたの薬物治療中、薬剤師が、副作用に気づいてくれたことはありますか？	Y/N	経験
8	あなたは、医師が処方した薬を調剤薬局で受け取ったときに、薬剤師から領収書の内容について説明を受けたことがありますか？	Y/N	経験
9	あなたは、薬代などの医療費の負担について、薬剤師に相談したことがありますか？	Y/N	経験
10	あなたは、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更について、薬剤師から説明を受けたことがありますか？	Y/N	経験
11	あなたは、薬局で市販薬を購入したことがありますか？	Y/N	経験
12	あなたは、市販薬を売っている薬局で、薬剤師とそうでない販売員との区別がつきますか？	Y/N	経験
13	あなたは、薬局で市販薬を買うときに、薬剤師から説明を受けたことがありますか？	Y/N	経験
14	あなたが薬局で市販薬を買うときに、薬剤師は、自分に合った適切な商品を選んでくれますか？	Y/N	経験
15	あなたが薬局で市販薬を買うための相談をしたときに、薬剤師から、直ぐに受診するよう勧められたことがありますか？	Y/N	経験
16	あなたは、病院で、薬剤師から、自分の治療に使う薬について説明を受けたことがありますか？	Y/N	経験
17	あなたは、薬剤師が主催する薬や健康に関する催しに参加したことがありますか？	Y/N	経験
18	あなたは、健康に関わる生活習慣の改善や禁煙について、薬剤師に相談したことがありますか？	Y/N	経験
19	あなたは、介護や福祉について、薬剤師に相談したことがありますか？	Y/N	経験
20	あなたは、自分の病気や薬について、薬剤師の説明を受けて、積極的に治療に取り組む気持ちになったことがありますか？	Y/N	経験
21	あなたは、厚生労働省が、「患者向医薬品ガイド」などの薬に関する説明文書を一般の方向けに公開していることを知っていますか？	Y/N	認知
22	あなたは、薬剤師に薬について相談する際に、予め「患者向医薬品ガイド」などの公開されている情報に目を通すことがありますか？	Y/N	経験
23	薬剤師が、処方せんに基づき調剤をする前に、他の使用薬との重複や飲み合わせをチェックしていることを知っていますか？	Y/N	認知
24	薬剤師が、処方せんの内容について疑わしい点を見つけた場合、処方医に問い合わせなければならないことを知っていますか？	Y/N	認知
25	薬剤師には、皆さまの薬の使用期間中、副作用を早期に発見するために相談に応じる役割があることを知っていますか？	Y/N	認知
26	薬剤師が、今までに知られていない副作用や重大な副作用を発見したときに厚生労働省に報告していることを知っていますか？	Y/N	認知
27	薬剤師が、あなたの個人情報について聞くのは、薬を有効かつ安全に使ってもらうためであることを知っていますか？	Y/N	認知
28	薬剤師には、皆さまの個人情報に関して、守秘義務が課せられていることを知っていますか？	Y/N	認知

資料 1 質問項目一覧

調査項目番号	質問文	回答方法	質問の種類
29	薬剤師が、業務上の重大な過失によって、人を死亡させたり重い障害を与えたいた場合には、刑事責任を問われることを知っていますか？	Y/N	認知
30	調剤薬局で処方せん調剤後に支払う金額には、薬の説明や情報提供等の代金も含まれていることを知っていますか？	Y/N	認知
31	病院の病棟(病室のあるフロア)に薬剤師がいることを知っていますか？	Y/N	認知
32	薬剤師が、入院患者のために医師など他の医療職とともに薬の使用について考えていることを知っていますか？	Y/N	認知
33	薬剤師が、在宅医療に関わっていることを知っていますか？	Y/N	認知
34	薬剤師が、薬局や病院で、実習中の薬学生の指導にあたっていることを知っていますか？	Y/N	認知
35	小学校や中学校には、学校薬剤師がいることを知っていますか？	Y/N	認知
36	学校薬剤師が、学校の環境衛生維持やくすり教育に関わっていることを知っていますか？	Y/N	認知
37	薬剤師が、災害時の救援に関わっていることを知っていますか？	Y/N	認知
38	あなたは、がんなどの特定分野の専門的な知識や技術を身につけた薬剤師がいることを知っていますか？	Y/N	認知
39	薬剤師には、専門知識と技能の習得のために自己研鑽していることを証明する認定制度があることを知っていますか？	Y/N	認知
40	あなたは、自分が使用した薬の記録をお薬手帳にまとめておくことが、薬の有害な飲み合わせ防止に役立つと思いますか？	4/5段階	評価
41	あなたは、自分が使用した薬の記録をお薬手帳にまとめておくことが、災害時に役立つと思いますか？	4/5段階	評価
42	あなたは、薬剤師が提供する薬の情報が、自分にとって役立つと思いますか？	4/5段階	評価
43	あなたは、薬剤師が選ぶ後発医薬品(ジェネリック医薬品)は安心して使用できると思いますか？	4/5段階	評価
44	薬剤師は、あなたが病気の治療に取り組むときに、支援してくれると思いますか？	4/5段階	評価
45	薬剤師は、これまで薬害防止に貢献してきたと思いますか？	4/5段階	評価
46	薬剤師は、業務にあたって、あなたのプライバシーを保護していると思いますか？	4/5段階	評価
47	薬剤師は、医師や看護師など他の医療職と連携をとっていると思いますか？	4/5段階	評価
48	薬剤師は、身近な化学物質に対するあなたの疑問について答えてくれると思いますか？	4/5段階	評価
49	薬剤師は、麻薬・覚せい剤などの薬物乱用防止に貢献していると思いますか？	4/5段階	評価
50	薬剤師は、医療の進歩にあわせて専門知識と技能の習得に努めていると思いますか？	4/5段階	評価
51	あなたは、薬剤師とコミュニケーションがとりやすいと感じますか？	4/5段階	評価
52	薬剤師は、誠実な行動をとっていると思いますか？	4/5段階	評価
53	薬剤師は、品位ある行動をとっていると思いますか？	4/5段階	評価
54	薬剤師は、信頼できる職業だと思いますか？	4/5段階	評価
55	あなたは、薬に関する情報を薬剤師から聞きたいと思いますか？	4/5段階	期待
56	あなたは、薬を使用している期間中に体調が変化したときに、薬剤師に相談したいと思いますか？	4/5段階	期待

資料 1 質問項目一覧

調査項目番号	質問文	回答方法	質問の種類
57	あなたは、病院で薬による治療が行われるときに、薬剤師にもっと関わってもらいたいと思いますか？	4/5段階	期待
58	あなたは、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の選択について、薬剤師に相談したいと思いますか？	4/5段階	期待
59	あなたは、市販薬を買うときに、薬剤師に相談したいと思いますか？	4/5段階	期待
60	あなたは、健康な生活を送るために、薬剤師にアドバイスを求めたいと思いますか？	4/5段階	期待
61	あなたは、地域の生活環境を良好に保つために、薬剤師にアドバイスを求めたいと思いますか？	4/5段階	期待
62	あなたは、薬や病気について、いつでも相談できる「かかりつけ薬剤師」がほしいと思いますか？	4/5段階	期待

資料2

資料 2

一般国民を対象としたアンケート調査

—方法および結果報告—

1. 調査方法

1－1. 調査方法、対象者および調査時期

WEB（インターネット）を利用したアンケート調査を実施した。

対象者は、調査会社（NTTビジュアル通信株式会社）のモニターから、回答者が20歳から69歳までの男女1,000人となるよう抽出した。抽出にあたっては、一般国民（成人）の構成に近くなるよう、全国を12ブロックの地域に分け、ブロックごとの人口比率に合わせて回答者数を割り付け、さらに、対象者の年齢層と性別は各ブロックの人口構成ができるだけ反映するようにした。なお、医療従事者および薬局・薬店勤務者はあらかじめ回答者から除外した。また、全国の地域割りは、北海道地区、東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、関東・信越I地区（埼玉、千葉、東京、神奈川）、関東・信越II地区（茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟）、北陸地区（富山、石川、福井）、東海地区（岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿I地区（京都、大阪、兵庫）、近畿II地区（滋賀、奈良、和歌山）、中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）、四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）、北九州地区（福岡、佐賀、長崎、大分）、南九州地区（熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）とした。

調査は平成20年10月24日から26日までの3日間に実施した。

1－2. 調査項目

まず、薬剤師の任務として薬剤師法第1条に掲げられた「調剤、医薬品の供給、その他薬事衛生」にかかる業務および薬剤師の倫理と責任に関わる項目を、関連の法律等（薬剤師法、薬事法、医療法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、刑法、介護保険法、健康増進法）から列挙した。そのうえで、各項目に対応して薬剤師に求められる役割を整理し、質問項目を設定した。

質問項目は、疑義照会、情報の提供（相談体制）、副作用の収集・報告、お薬手帳の活用、医療費に対する説明、経済性への貢献、セルフメディケーション支援、チーム医療の実践、守秘義務、生涯教育、薬剤師に対する信頼などを問う全62項目（資料1）とした。質問文は、それぞれの質問項目を考慮し、薬剤師の業務や責任に関わる回答者の経験、認知、評価、期待のいずれか（または複数）を問う形とした。

回答尺度は、経験および認知を問う設問については、「はい・いいえ」「ある・ない」「知っていた・知らなかった」の2段階尺度とし、評価および期待を問う設問については、「非

常にそう思う・まあそう思う・どちらともいえない・あまりそう思わない・全くそう思わない」の5段階尺度とした。

また、回答者の背景として、職業等の属性、最終学歴、通院・入院の有無、医療機関で薬を処方された経験およびその受取状況等も把握した。

2. 分析方法

2-1. 単純集計

各設問項目の回答を単純集計し、回答者属性、経験、認知、評価、期待の分布を把握した。

2-2. 経験・認知の有無と評価・期待との関連性

薬剤師の業務や責任についての経験・認知の有無と、薬剤師に対する評価・期待との関連性を検討した。評価・期待（5段階尺度）は、「非常にそう思う」と「そう思う」の回答者を合わせて「そう思う」群とし、「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の回答者を合わせて「そう思わない」群とし、この2群と経験・認知の有無とのクロス集計表を作成し χ^2 検定を用いて有意差検定を行った（有意水準1%）。なお、経験・認知に関わる設問項目は、単純集計で示した経験・認知の項目に一般用医薬品に関する項目（4項目）とお薬手帳に関する項目（2項目）を含めた。

2-3. 病院薬剤師から説明を受けた経験と評価との関連性

病院薬剤師の業務に対する回答に基づいて、病院薬剤師に対する国民のイメージを分析した。病院薬剤師は入院患者への対応が中心であることから、まず、回答者の入院経験の有無で振り分け、薬剤師に対してどの程度のイメージがあるかを比較した。また、入院の経験がある場合およびない場合において、それぞれ「病院で薬剤師から説明を受けたこと」のある場合およびない場合について、経験、認知、評価、期待に対する回答の分布を比較した。

3. 結果

3-1. 単純集計

(1) 回答者の属性等

各地域の回答者数は表 1-1 のとおりであった。また、回答者の性別、年齢、職業、最終学歴は表 1-2 のとおりであった。回答者の分布は、地域の居住者数、性別、年齢に合わせて設定したが、職業および最終学歴についても全国の平均的な分布と同様であった。

また、回答者の通院状況、入院経験、処方薬の受取状況は表 1-3、表 1-4 に示すとおりであった。現在通院している者は 33.9%、入院経験がある者は 63.9% であった。入院経験者の入院時期は、10 年以上前である者が半数近くを占めた。1 年以内に薬を処方された経験がある者は 71.5% であり、そのうちの 8 割は処方薬を薬局で受け取っていた。1 年以上前に薬を処方された人を含めて、薬局に処方薬の調剤を依頼したことがある者の割合は 88.0% であった。そのうち、自分の処方せんについて薬剤師が処方医に問い合わせた経験があると認識している者は 16.9%、調剤時に薬剤師から領収書に関する説明を受けた経験がある者は 42.5% であった。

表 1-1 地域ごとの回答者数

地域	人数	比率
北海道	45	4.5%
東 北	71	7.1%
関東・信越 I	283	28.3%
関東・信越 II	95	9.5%
北 陸	22	2.2%
東 海	118	11.8%
近畿 I	135	13.5%
近畿 II	30	3.0%
中 国	57	5.7%
四 国	32	3.2%
北九州	66	6.6%
南九州	46	4.6%
計	1000	100.0%

表 1・2 回答者の属性

	項目	人数	比率
性別	男性	503	50.3%
	女性	497	49.7%
年齢	20代	181	18.1%
	30代	223	22.3%
	40代	186	18.6%
	50代	224	22.4%
	60代	186	18.6%
職業	会社員・公務員などの勤め	403	40.3%
	自営業・自由業	112	11.2%
	パート・アルバイト	123	12.3%
	専業主婦	234	23.4%
	学生	38	3.8%
	無職	80	8.0%
	その他	10	1.0%
最終学歴	小学校・中学校(卒)	17	1.7%
	高等学校(卒)	306	30.6%
	短期大学(卒)	90	9.0%
	大学・大学院(卒)	428	42.8%
	高校相当の専門学校(卒)	21	2.1%
	短大・大学相当の専門学校(卒)	137	13.7%
	その他	1	0.1%
	計	1000	100.0%

表 1・3 現在の通院状況および入院経験

		人数	比率
通院の有無	現在通院している	339	33.9%
	通院していない	661	66.1%
	計	1000	100.0%
通院個所	1か所	239	70.5%
	2か所以上	100	29.5%
	計	339	100.0%
通院時期	1か月以内	42	12.4%
	半年以内	47	13.9%
	1年以内	32	9.4%
	1年以上前	218	64.3%
	計	339	100.0%
入院経験	ある	639	63.9%
	ない	361	36.1%
	計	1000	100.0%
入院時期	1年以内	60	9.4%
	5年以内	149	23.3%
	10年以内	122	19.1%
	10年以上前	308	48.2%
	計	639	100.0%

表 1・4 薬を処方された経験および受取状況等

		人数	比率
1年以内に薬を処方された経験	ある	715	71.5%
	ない	285	28.5%
	計	1000	100.0%
薬の受取場所(複数選択)	病院・診療所内で 処方せんを受け取 り、薬局で	321	44.9%
		571	79.9%
	計	715	100.0%
処方せん持参での薬局訪問	ある	880	88.0%
	ない	120	12.0%
	計	1000	100.0%
処方せんについて薬剤師 から医師への問合せ有無	ある	149	16.9%
	ない(ないと思う・わ からない)	731	83.1%
	計	880	100.0%
薬剤師から領収書の 説明有無	ある	374	42.5%
	ない	506	57.5%
	計	880	100.0%

(2) 一般用医薬品に関する業務

表2・1に示すように、薬局・薬店の利用頻度は「2～3か月に1回程度」である者が最も多く23.3%、次に「半年に1回程度」である者が22.8%であった。「ほとんど利用しない」者は14.1%であった。また、一般用医薬品の購入経験がある者は79.7%であった。

一般用医薬品購入経験者に対して、表2・2に掲げる薬局・薬店利用時の経験等について尋ねたところ、「市販薬（一般用医薬品）を買うときに薬剤師から説明を受けたことがある」者は61.6%、「市販薬を買うときに、薬剤師は、自分に合った適切な商品を選んでくれる」と答えた者は57.6%であった。「薬剤師とそうでない販売員との区別がつく」と回答した者は42.0%であり、薬局・薬店において薬剤師が他の従業員と区別されていない状況がまだ多いことが推察できる。また、薬局・薬店において薬剤師以外の従業員による経験として回答している者も含まれていると考えられた。

表2・1 一般用医薬品の購入経験

		人数	比率
薬局・薬店の利用頻度	月に2回以上	81	8.1%
	月に1回程度	167	16.7%
	2～3か月に1回程度	233	23.3%
	半年に1回程度	228	22.8%
	1年に1回程度	150	15.0%
	ほとんど利用しない	141	14.1%
	計	1000	100.0%
一般用医薬品の購入経験	ある	797	79.7%
	ない	203	20.3%
	計	1000	100.0%

表2・2 薬局・薬店利用時の経験（対象：一般用医薬品の購入経験がある人のみ）

	人数			比率		
	はい	いいえ	計	はい	いいえ	計
薬局で、薬剤師とそうでない販売員との区別がつく	335	462	797	42.0%	58.0%	100.0%
薬局で買うときに、薬剤師から説明を受けたことがある	491	306	797	61.6%	38.4%	100.0%
薬局で買うときに自分に合った適切な商品を選んでくれる	459	338	797	57.6%	42.4%	100.0%
薬局で相談をした時に受診するよう勧められたことがある	74	723	797	9.3%	90.7%	100.0%